### 鳥取市低年齡児受入施設保育士等特別配置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。 以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 本補助金は、1歳児の保育対策を円滑に実施することにより、児童福祉の向上を図る ことを目的として交付する。

(補助対象者)

- 第3条 本補助金の交付の対象となる者は、市内の次項の規定による特別配置基準適用施設を設置運営するものとする。
- 2 特別配置基準適用施設とは、年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士又は保育教諭(鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)附則第3項から第5項まで、鳥取県認定こども園に関する条例(平成26年鳥取県条例第43号)附則第4条から第6条まで、及び鳥取県認定こども園に関する条例施行規則(平成26年鳥取県規則第53号)附則第3条により保育士とみなされる者を含む。以下「保育士等」という。)の配置基準を1歳児4.5人につき1人により実施する市内に所在する次の施設とする。この場合において、当該施設は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第12号に規定する公定価格の算出において充足すべき職員数を満たした上で、本補助金において求める職員数を充足する施設とする。
- (1) 特定教育·保育施設
- (2) 特定地域型保育事業所(家庭的保育事業、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業の事業所を除く。)

(補助金の算定)

第4条 本補助金の額は、別表により算出して得た額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

- 第5条 規則第4条に定める事業計画書は、様式第1号及び様式第2号とする。
- 2 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
  - (1) 本補助金の増額
  - (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合と し、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

- 第8条 規則第12条に定める実績報告書は、様式第1号及び様式第2号とする。
- 2 実績報告書の提出は、補助事業の完了日又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、補助事業の完了日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年9月10日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成15年6月10日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成16年5月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月6日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。 (調整規定)
- 2 平成24年度の補助事業実施にあたっては、別表第4欄の補助単価要件中「4月初日現在」 とあるのは「9月初日現在」と、「前年度4月初日現在」とあるのは「4月初日現在」と読 み替るものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月3日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。 (調整規定)
- 2 平成25年度の補助事業実施にあたっては、別表第4欄の補助単価要件中「4月初日現在」 とあるのは「8月初日現在」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年12月15日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成29年8月29日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年8月30日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。 (経過措置)
- 2 改正後の鳥取市低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金交付要綱(以下「改正後要綱」という。)第4条の規定にかかわらず、平成30年度の事業においては、次の要件をすべて満たす施設についても、正規職員単価を適用するものとする。

### 補助単価要件 保育所設置者区分 複数の施設を運営 1 1歳児を担当する全ての保育士等が正規職員であること。 している者 2 4月初日現在の運営する全ての施設の正規職員保育士等の合計人数が新規雇 用(非正規雇用からの雇い替え含む。以下同じ。)により前年4月初日現在の正 規職員保育士等の合計人数より多く、かつ、本補助単価を適用する施設における 4月初日現在の正規職員保育士等の人数が新規雇用により前年4月初日現在の 正規職員保育士等の人数より多いこと。ただし、本補助単価を適用した次年度以 降は、運営する全ての施設の各年度の4月初日現在の正規職員保育士等の合計人 数が本補助単価適用初年度の正規職員保育士等の合計人数以上であり、かつ、本 補助単価を適用する施設の各年度の4月初日現在の正規職員保育士等の人数が 本補助単価適用初年度の正規職員保育士等の人数以上であること。 ※ 本補助単価を適用する施設数は、4月初日現在の運営する全ての施設の正規職 員保育士等の合計人数から前年4月初日現在の正規職員保育士等の合計人数を 引いた増加数を上限とする。 ※ 運営する施設数に増減があった場合には、当該年度については本補助単価によ る算定は行わず、次年度以降にあらためて要件の充足について判断するものとす る。 複数の施設を運営 1 1歳児を担当する全ての保育士等が正規職員であること。 している者以外 2 施設における4月初日現在の正規職員保育士等の人数が新規雇用により前 年4月初日現在の正規職員保育士等の人数より多いこと。ただし、本補助単価を 適用した次年度以降は、各年度における4月初日現在の正規職員保育士等数が本 補助単価適用初年度の正規職員保育士等の人数以上であること。

3 前項の場合において、改正後要綱第5条第1項、第8条第1項に定める様式は、市長が 別に定める様式とする。

## 別表

1	2
算出 <u>基</u> 準	上
异山茁毕	<b>左</b>
補助単価に各月の配置保育時差人役を乗じて算出した額	(1) 実配置の正規職員数が、施設全体での県配置基準上必要な保育士数以上である場合
	正規職員単価を適用することとし、単価適用については4月1日時点で判断する。この場
	合において、配置基準については、1歳児の配置基準は4.5:1、3歳児の配置基準は1
	5:1とする。
	正規職員単価(275,000円)×保育士差人役
	(2) 実配置の正規職員数が、施設全体での県配置基準上必要な保育士数未満である場合
	非正規職員単価を適用することとし、単価適用については4月1日時点で判断する。
	非正規職員単価(159,750円)×保育士差人役

# 様式第1号(第5条、第8条関係)

## 鳥取市低年齡児受入施設保育士等特別配置(総括)事業計画書(実績報告書)

# 法人名

補助区分	補助基準額 (円)
1, 実配置の正規職員数が、施設全体での県配置基準上必要な保育士数以上である場合	
2, 実配置の正規職員数が、施設全体での県配置基準上必要な保育士数未満である場合	
合 計	

### 鳥取市低年齡児受入施設保育士等特別配置事業計画書(実績報告書)

法人名

	1	要	補	助	額
--	---	---	---	---	---

							1 歳児	担当保育	L等加配人	数見込み	(実績)					補助基準額 単価×A
施設 種別	施設名	公・私の別	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	1 1 月	12月	1月	2月	3月	計 A	単価×A B
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	٣
															0	
															0	
															0	
															0	
															0	
															0	
															0	
															0	
															0	
															0	
															0	
															0	
 (施言	計 没数計: カ戸	听)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(

(注意) (1) 「補助基準額単価」において、実配置保育士等の正規職員数が、施設全体での県配置基準上必要な保育士数以上である場合は正規職員単価を、

実配置保育士等の正規職員数が、施設全体での県配置基準上必要な保育士数未満である場合は非正規職員単価を用いることとする。

また、単価適用は4月1日で状況を判定し、年度中途での単価適用の変更は認めない。

- ※1 4月1日時点で正規職員単価を適用した場合において、実配置保育士等の正規職員数が、施設全体での県配置基準上必要な保育士数以下となる月の「加配人役」は0とする。※2 正規職員とは、就業規則等により定められた1日(週)の所定労働時間(日)就業し、かつ、雇用契約書等における雇用期間に定めがなく、被用者保険に加入する者。
- (2) 「施設種別」には、保育所、認定こども園、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、事業所内保育事業の別を記載すること。

#### 2 支給要件判定表(保育所用)

				4.	月			5				6.	月			7,	Ħ			8)	月			9)	<b>=</b>	
施設名	区	分	児童	保育 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	5士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	5 <u>士</u> 基準 (B)	差人役 (A)-(B)
	- 1515		,	人	人	<i>&gt;</i>	٨		人	<i>&gt;</i>	人		人	<i>&gt;</i>	,	人	人	7	J		人	\ <u></u>	,	人	<u>(b)</u> 人	
	O歳児	1/3		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0		0		0		0		0		0
	1 歳児	1/4.3		$\overrightarrow{}$	0			Ď	0			$\overline{}$	0			Ĵ	0			Ů	0			Ĵ	0	
	2 歳児	1/6		0	0			0	0			0	0	$\overline{}$		0	0			0	0			0	0	$\overline{}$
	3 歳児	1 /20		0	0			0	0			0	0	$\overline{}$		0	0			0	0			0	0	
	3歳児配置 改善加算	1 / 15	_	0	U		_	U	U		_	0	Ü	$\overline{/}$	_	U	0		-	U	0		_	U	U	
	4歳~	1 /30		0	0			0	0			0	0	$\angle$		0	0			0	0			0	0	
	小言	1 1	0	0	_	$\angle$	0	0			0	0		<u>/</u> ,	0	0			0	0			0	0		
	利用定員90				/	/				/	/				//						/					
	標準時間配				/						$/\!\!-$			_	$/\!\!\!/$		$/\!\!-$		$/\!\!-$		$/\!\!-$					
	小 計 (①			0	-			0			-	0		_	$/\!\!-$	0	-		-	0	-			0		_
	その他加配				-						-			_	-		-		-		-					_
	合	計		0	$\overline{}$			0			-	0		-		0	-		-	0	-			0		-
	実配置係			Ť		計上の可否		Ť		計上の可否	$\overline{}$	Ť		計上の可否		Ů	$\overline{}$	計上の可否	$\overline{}$		$\overline{}$	計上の可否		Ů		計上の可否
		職員数				● 〇 単価適用 非正規								<u> </u>			$\overline{}$	0	$\overline{}$							0
				10	月	<b>护</b> 工机		11	月			12	月			1)	FI I			2)	月			3)	<u> </u>	
			児童	保育 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	5士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	5士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)
		_			人	人	1		人	1	人			1	1	人	人	人	- 1		(D)			(n)	(b)	人
	0 歳児	1/3	,	<u>ر</u> 0	0	<i>^</i>	Α	. A	0	$\rightarrow$		0	0	$\rightarrow$	人	0	0		人	人 0	人 0	<i>\rightarrow</i>	人	人 0	0	
	O歳児	1/3	Α	0	0		^	0	0	) O		0	0	_		0	0		^	0	0	\rightarrow \right	Α	0	0	0
	0歳児	1/3 1/4.5	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0	0	0		0	0			0	0	0	^	0	0	0	^	0	0	0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0	0	0
		1 / 4.5		0 0	0 0			0 0	0 0			0 0	0 0	_		0	0 0		^	0 0	0 0	0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0 0	0 0	0
	1歳児 2歳児 3歳児	1/4.5		0 0	0 0			0 0 0	0 0 0			0 0	0 0	_		0 0	0 0		^	0 0	0 0	0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0 0	0 0 0	0
	1歳児	1/4.5 1/6		0 0 0	0 0 0		_	0 0 0	0 0 0			0 0 0	0 0 0	_		0 0 0	0 0 0		_	0 0	0 0	0		0 0 0	0 0 0	0
	1 歳児 2 歳児 3 歳児 3 歳児配置	1/4.5 1/6 1/6 1/20	——————————————————————————————————————	0 0 0 0 0	0 0 0		_	0 0 0	0 0 0			0 0 0 0 0 0	0 0 0	_		0 0 0	0 0 0		_	0 0 0	0 0 0		_	0 0 0	0 0 0 0 0	0
	1 歳児 2 歳児 3 歳児 3 歳児配置 改善加算 4 歳~	1 / 4. 5 1 / 6 1 / 6 1 / 20 1 / 15		0 0 0 0 0 0	0 0 0 0		-	0 0 0 0 0 0	0 0 0		-	0 0 0 0 0 0	0 0 0	_		0 0 0 0 0	0 0 0 0			0 0 0 0	0 0 0			0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0
	1歳児 2歳児 3歳児 3歳児配置 改善加算 4歳~ 小言 利用定員90	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 + ①		0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0		-	0 0 0 0 0 0	0 0 0		0	0 0 0 0 0 0	0 0 0	_		0 0 0 0 0	0 0 0 0			0 0 0 0 0 0	0 0 0		-	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0
	1歳児 2歳児 3歳児配賞 3歳児配賞 4歳~ 小言 利用定員90	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 + ① O人以下② 置職員 ③		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0		-	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0		0	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0	_		0 0 0 0 0	0 0 0 0			0 0 0 0 0 0	0 0 0 0			0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0
	1 歳児 2 歳児 3 歳児 3 歳児配置 4 歳~ 小 言 利用定員9( 標準時間配 小 計 (①	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 + ① O人以下② 置職員 ③ ++②+③) ④		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0		0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0		0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0	_		0 0 0 0 0 0	0 0 0 0			0 0 0 0 0			-	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	
	1 歲児 2 歲児 3 歲児配賞 4 歲~ 小言 利用定員90 標準時間配小計(①) 主任保育:	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 † ① O人以下② 置職員 ③ ++②+③) ④ ±加配 ⑤		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0		0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	_		0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0
	1歳児 2歳児 3歳児配賞 4歳~ 小言 利用定員9(標準時間配小計 (①) 主任保育 その他加合	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 + ① O人以下② 置職員 ③ 0+2+3) ④ ±加配 ⑤ 保育士 ⑥		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0	_		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0			0 0 0 0 0				0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	
	1歳児 2歳児 3歳児配算 4歳~ 小言 利用定員9(標準時間配 小計(①) 主任保和配 (④+低	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 + ① O人以下② 置職員③ 3(+2+3)④ ±加配⑤ 保育士⑥ 計(5)+⑥)		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		り		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		り		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0	0   1   1   1   1   1   1   1   1   1   1		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		// // // // // // // // // // // // //		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	計上の可容
	1 歳児 2 歳児 3 歳児配賞 4 歳~ 小 言 利用定員配 小 計 (① 主任保和配 会・代 実配置	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 + ① O人以下② 置職員③ 3(+2+3)④ ±加配⑤ 保育士⑥ 計(5)+⑥)		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0								0 0 0 0 0	

(注意) 児童の欄には、各月初日現在の児童数を記入すること。 所長設置加算が適用されている保育所の場合、「その他加配保育士⑥」と「実配置保育士数」に所長は含めないこと。

#### 2 支給要件判定表(認定こども園用)

16-5 -				4,5		1		5		1		6.				7)		1		8 J				9)		
施設名	区分	ने	児童	保育 加配 (A)	教 <u>諭</u> 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	教 <u>諭</u> 基準 (B)	差. (A)
			,	人	, <u> </u>	\ <u></u>	人	人		7	,		人	7	,		人	7	人	人	人	7	, ,	, , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	人	
	0歳児	1/3		0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0	
	1 歳児	1/4.5				0		-		0		$\stackrel{\circ}{\longrightarrow}$		0				0		$\overline{}$		0		$\overline{}$		
	2歳児	1/6		0	0			0	0			0	0	-			0			0	0				0	
	3歳児	1/20		U	0			U	U			U	U	$\overline{}$		U	U			U	U			U	U	4
	3歳児配置	1 / 15		0	0			0	0			0	0	$\overline{}$		0	0			0	0			0	0	
	<u>改善加算</u> 4歳~	1/30		0	0			0	0			0	0	$\overline{}$		0	0			0	0			0	0	
	小計		0	0			0	0			0	0		$\overline{}$	0	0			0	0			0	0		1
	利用定員90	人以下 ②																								1
	標準時間配置	置職員 ③					$\overline{}$								$\overline{}$										$\overline{}$	1
	小 計 (①+②	2+3) 4		0				0				0				0				0				0		
	満3歳児加配⑤	1/6		0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0	
	主幹保育教諭	-					$\angle$										$\angle$				$\angle$				$\angle$	1
	チーム保育 (教育補助		$\angle$		$\angle$		$\angle$								$\angle$		$\angle$		$\angle$		$\angle$				/	
	その他加配保		$\angle$			$\angle$			$\angle$		_				_		<u> </u>		<u>/</u>		<u> </u>		$\angle$		_	L
	合 (④~	計 ·⑧)	$\angle$	0	_		$\angle$	0	$\angle$		$\angle$	0			_	0	$\angle$		$\angle$	0	$\angle$			0	$\angle$	L
	実配置保育	育教諭数	$\angle$		$\angle$	計上の可否	$\angle$			計上の可否				計上の可否	/		$\angle$	計上の可否	$\angle$		$\angle$	計上の可否			/	ā
	うち正理	<b>戦員数</b>				単価適用 非正規																			/	
				10.		1		11		ı		12				1)		ı		2月				3)		
			児童	保育: 加配	教諭 基準	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配	教諭 基準	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配	教諭 基準	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配	教諭 基準	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配	教諭 基準	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配	教諭 基準	;
			児童	保育	教諭	差人役 (A) - (B)	児童	保育	教諭 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	教諭	差人役(A)-(B)	児童	保育	教諭	差人役 (A)-(B)	児童	保育	教諭	差人役 (A) - (B)	児童	保育	教諭	ź
	0歳児	1/3		保育: 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) – (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)			保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	差人役 (A) - (B) 人		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) – (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) – (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	- <del>2</del>
	0歳児	1 / 4.5		保育: 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) – (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)			保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	差人役 (A) - (B) 人		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) – (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) – (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	()
	1 歳児	1/4.5		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	À		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	()
	1歳児	1/4.5 1/6 1/6		保育: 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	À		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	
	1 歳児	1/4.5 1/6 1/6 1/20		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	À		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	
	1 歲児 2 歲児 3 歲児 3 歲児配置 改善加算	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	À		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	
	1 歲児 2 歲児 3 歲児配置 3 歲児配置 4 歲~	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	À		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	
	1 歲児 2 歲児 3 歲児 3 歲児配置 改善加算	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	À		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	
	1歳児 2歳児 3歳児 3歳児配置 改善加算 4歳~ 小 計	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 · ①		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	À		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	
	1 歳児 2 歳児 3 歳児 3 歳児 3 歳児配置 改善加算 4 歳~ 小 計 利用定員90	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 · ① 人以下②		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	À		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	
	1 歳児 2 歳児 3 歳児 3 歳児配管 改善加算 4 歳~ 小 計 利用定員90	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 · ① 人以下② 置職員③ ②+③)④		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	À		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	
	1 歲児 2 歲児 3 歲児 3 歲児 3 歲児 1 歲子 4 歲~ 小 計 利用定員90 標準時間配配 小 計 (①+4) 滿3歲児加配(⑤ 主幹保育教諭	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 ① 人以下② 2+(3) ④ 1/6 等專任⑥		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	À		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	
	1歳児 2歳児 3歳児 3歳児配賞 4歳~ 小計利用定員90 標準時間配記 小計(①+公済3歳児加配)	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 ① 人以下 ② 2+③ ④ 1/6 等專任 ⑥		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	À		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	
	1 歳児 2 歳児 3 歳児 3 歳児 3 歳児配置 改善加算 4 歳〜 小 計 利用定員90 標準時間配記 小 計 (①+0 満3歳児加配多 主幹保育教育 (教育の他加配保	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 - ① 人以下 ② 型職員 ③ ②+(③) ④ 1/6 等專任 ⑥ 加配 ⑦ 者除く) 育教論 ⑧		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	À		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	
	1 歲児 2 歲児 3 歲児 3 歲児配置 改善加算 4 歲~ 小 計 利用定員90 標準時間配記 小 計 (①+6 滿3歲児加配多	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 · ① 人以下 ② 置職員 ③ 1/6 等專任 ⑥ 加加配 ⑦ 者除く) 育教諭 ⑧ 計		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A)-(B)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)			保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B) 人 0 0			保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A)-(B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	
	1 歳児 2 歳児 3 歳児 3 歳児配質 4 歳~ 小 計 利用定員配配 が 計 (①+の) 減3歳児加配の 主幹保工会権 で、教育 をの他加配 その他加配合	1/4.5 1/6 1/6 1/20 1/15 1/30 · ① 人以下② 登職員③ 22+③)④ 1/6 等專任⑥ 加配⑦ 者育教論⑧ 計 ⑧)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B)	À		保育 加配 (A) 人 0	教諭 基準 (B) 人 0 0	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	(A) - (B)		保育 加配 (A)	教諭 基準 (B)	意()

(注意)・児童の欄には、各月初日現在の児童数を記入すること。 ・園長(施設長)、園長が専任でない場合に配置する1名及び施設長に係る経過措置に係る職員は除くこと。

#### 様式第2号(第5条、第8条関係)

### 2 支給要件判定表(小規模保育事業A型・B型用)

				4)					月			6.				7.				8,				9,5		
布設名	区分		児童	保育 加配 (A)	5士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	注 基準 (B)	差 (A)
			人	,,, <u>,</u> Y	人		人	、、、人		٨	人	人	人	٨	人	人	人	٨	人		人		人	,,, Y	人	
0 i	歳児	1/3		0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0	L
1 1	歳児	1 /4.5		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		
	MX JU	1/6			0				0				0				0				0				0	L
2 į	歳児	1/6		0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0	L
	小 計	1	0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0		L
配置	基準上保	育士 ②																								L
管理	里者設置力	加算 ③									$\angle$								$\angle$						$\angle$	
その作	他加配保	育士 ④																								
障がい児保	保育加算 ⑤			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0	L
	合 if (①~⑤			0				0				0				0				0				0		L
実	配置保育	育士数				計上の可否				計上の可否				計上の可否				計上の可否				計上の可否				8†
-	うち正職	員数				単価適用正規																				
				10	月			11	月			12	月			1,	月			2)	月			3,5	1	
			児童	保育 加配 (A)	予士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	i士 基準 (B)	<b>差</b>
0.1	歳児	1/3	,	人	人	$\rightarrow$	人	人		$\rightarrow$	,		人	$\rightarrow$	,		人	$\rightarrow$	,		人		人	人 0	人	
		1 / 4.5		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		r
1,1	歳児	1/6		$\overline{}$	0				0				0				0				0				0	r
2 j	歳児	1/6		0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0	ſ.
	小 計	1	0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0		Ĺ
配置	基準上保	育士 ②																								Ĺ
管理	里者設置力	加算 ③																								
その作	他加配保	育士 ④									$\overline{}$								$\overline{}$							
障がい児保	保育加算 ⑤	1/2		0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0	
	合 計 (①~⑤			0				0				0				0				0				0		
実	配置保育					計上の可否				計上の可否				計上の可否				計上の可否				計上の可否				8H
-	うち正職	員数																								Ĺ

#### 様式第2号(第5条、第8条関係)

#### 2 支給要件判定表(事業所内保育事業用)

				4,1	1			5	月			6	月			7.	月			8.	月			9.	月	
施設名	区分	分	児童	保育 加配	基準	差人役 (A)-(B)	児童	加配	与士 基準	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配	基準	差人役 (A)-(B)	児童	加配	基準	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配	基準	差人役 (A)-(B)	児童	加配	基準	差人役 (A)-(B)
			人	(A) 人	(B) 人	٨	人	(A) 人	(B) 人		人	(A) 人	(B) 人	۸	人	(A) 人	(B) 人		人	(A) 人	(B) 人	٨	人	(A) 人	(B) 人	٨
	O歳児	1/3		0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0	
	1 歳児	1 / 4.5		0	_	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0
		1/6			0				0				0	$\angle$			0				0	/			0	$\angle$
	2 歳児	1/6		0	0			0	0			0	0	$\angle$		0	0	$\angle$		0	0	/		0	0	$\angle$
	小計		0	0	۷		0	0	/	$\angle$	0	0	/	_	0	0		$\angle$	0	0	/	/	0	0		$\angle$
	配置基準上				۷		_		_	$\angle$	4		/	_	۷		_	$\angle$	۷		/	$\angle$	_			$\angle$
	利用定員20				<u> </u>		_			$\angle$	_		/_	_	۷		_	$\angle$	۷		/	/	_			$\angle$
	管理者設置				<u> </u>		_		_	$\angle$	4		_	_	۷		_	$\angle$	۷		/	/	_		$\angle$	$\angle$
	その他加配係	ı			_		_			$\angle$	_			_	_			$\angle$	_			/	_			$\angle$
	障がい児保育加算 ⑥			0	0	$\angle$		0	0			0	0	$\angle$		0	0			0	0	/_		0	0	$\angle$
	(Ū~			0	<u> </u>	111077	/_	0	/_	111077	<u>/</u> ,	0	/_	11.077	<u>∠</u> ,	0	/	11.077	<u> </u>	0	/_	11.077		0		ALL 0.77
	実配置保	育士数			<u>∠</u> ,	計上の可否	<u>/</u>			計上の可否	<u> </u>		/	計上の可否	<u>∠</u> ,		/	計上の可否	<u>∠</u> ,		<u>/</u>	計上の可否				計上の可否
	うち正理	職員数			_	単価適用正規									_				_							
				10				11	月 育士			12					月			2,		1		3.		
																										<del>&gt;/-</del> 1 ∠n.
			児童	加配 (A)	基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	加配 (A)	基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	加配 (A)	基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	加配 (A)	基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	加配 (A)	育士 基準 (B)	差人役 (A)-(B)	児童	保育 加配 (A)	基準 (B)	差人役 (A)-(B)
	O歳児	1/3	児童 人	加配	基準	差人役 (A)-(B) 人	児童 人	加配	基準 (B)	差人役 (A) - (B)	児童 人	加配	基準	差人役 (A)-(B) 人	児童 人	加配 (A)	基準 (B)	差人役 (A)-(B) 人	児童 人	加配	基準	差人役 (A) - (B) 人	児童 人	加配 (A)	基準	差入役 (A) - (B) 人
	O歳児	1/3		加配 (A)	基準	(A) - (B)		加配 (A)	基準 (B) 人	À		加配 (A)	基準			加配 (A)	基準 (B)	$\nearrow$		加配 (A)	基準 (B)	Ž		加配 (A)	基準 (B)	
	0歳児	1/3 1/4.5 1/6		加配 (A)	基準	差人役 (A)-(B) 人		加配 (A) 人 0	基準 (B) 人			加配 (A)	基準			加配 (A)	基準 (B)			加配 (A)	基準 (B)			加配 (A)	基準 (B)	差入校 (A) - (B) 人
		1 / 4.5		加配 (A)	基準	(A) - (B)		加配 (A) 人 0	基準 (B) 人 0	À		加配 (A)	基準			加配 (A)	基準 (B)	$\nearrow$		加配 (A)	基準 (B)	Ž		加配 (A)	基準 (B)	
	1 歳児	1/4.5 1/6 1/6		加配 (A)	基準	(A) - (B)		加配 (A) 人 0	基準 (B) 人 0	À		加配 (A)	基準			加配 (A)	基準 (B)	$\nearrow$		加配 (A)	基準 (B)	Ž		加配 (A)	基準 (B)	
	1歳児	1/4.5 1/6 1/6		加配 (A)	基準	(A) - (B)		加配 (A) 人 0	基準 (B) 人 0	À		加配 (A)	基準			加配 (A)	基準 (B)	$\nearrow$		加配 (A)	基準 (B)	Ž		加配 (A)	基準 (B)	
	1歳児 2歳児 小 計	1/4.5 1/6 1/6 · ① 保育士②		加配 (A)	基準	(A) - (B)		加配 (A) 人 0	基準 (B) 人 0	À		加配 (A)	基準			加配 (A)	基準 (B)	$\nearrow$		加配 (A)	基準 (B)	Ž		加配 (A)	基準 (B)	
	1歳児 2歳児 小 計 配置基準上	1/4.5 1/6 1/6 · ① 保育士 ② 人以上 ③		加配 (A)	基準	(A) - (B)		加配 (A) 人 0	基準 (B) 人 0	À		加配 (A)	基準			加配 (A)	基準 (B)	$\nearrow$		加配 (A)	基準 (B)	Ž		加配 (A)	基準 (B)	
	1歳児 2歳児 小 計 配置基準上 利用定員20	1/4.5 1/6 1/6 (保育士 ② 人以上 ③		加配 (A)	基準	(A) - (B)		加配 (A) 人 0	基準 (B) 人 0	À		加配 (A)	基準			加配 (A)	基準 (B)	$\nearrow$		加配 (A)	基準 (B)	Ž		加配 (A)	基準 (B)	
	1 歳児 2 歳児 小 計 配置基準上 利用定員20 管理者設置	1/4.5 1/6 1/6 (保育士 ② 人以上 ③		加配 (A)	基準	(A) - (B)		加配 (A) 人 0	基準 (B) 人 0	À		加配 (A)	基準			加配 (A)	基準 (B)	$\nearrow$		加配 (A)	基準 (B)	Ž		加配 (A)	基準 (B)	
	1 歳児 2 歳児 小 計 配置基準上 利用定員20 管理者設置 その他加配的	1/4.5 1/6 1/6 1/6 (R育士 ② 人以上 ③ 是加算 ④ R育士 ⑤		加配 (A)	基準	(A) - (B)		加配 (A) 0 0 0	基準 (B) 人 0	À		加配 (A)	基準			加配 (A)	基準 (B)	$\nearrow$		加配 (A)	基準 (B)	Ž		加配 (A)	基準 (B)	
	1歳児 2歳児 小 計 配置基準上 利用定員20 管理者設置 その他加配記 環が小児県市加軍 ⑥	1/4.5 1/6 1/6 (作者 2) (大以上 3) (附第 4) (R有士 5) 1/2 計(6)		加配 (A)	基準	(A)-(B)  0  0  計上の可否		加配 (A) 0 0 0	基準 (B) 人 0	0		加配 (A)	基準			加配 (A)	基準 (B)	0		加配 (A)	基準 (B)	Ž		加配 (A)	基準 (B) 人 0	人
	1歳児 2歳児 小計配置基準上利用定員20 管理者設置その他加配配	1/4.5 1/6 1/6 (保育士 ② 人以上 ③ 置加第 ④ 1/2 計 ⑥(6)		加配 (A)	基準	(A)-(B)		加配 (A) 0 0 0	基準 (B) 人 0			加配 (A)	基準			加配 (A)	基準 (B)			加配 (A)	基準 (B)			加配 (A)	基準 (B) 人 0	

(注意) 児童の欄には、各月初日現在の児童数を記入すること。なお、障害児保育加算の認定を受けている事業所においては、障がい児の欄に障がい児数を記入し、各年齢の児童数からは障がい児を除くこと。